	議事録
会議名	平成31年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成31年3月25日(月)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室
出席委員	農業委員 会長:8番 磯川 浩 委員:1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 中部地区 相原善久 合計10名
欠席委員	農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫
農業委員 会事務局	事務局長:勝又あおい 主幹:角田直幸 主査:広田智之
傍聴人	
議事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第6 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)に ついて並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
会議の概要	会長:ただ今から、平成31年第3回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。 会長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。事務局:(議案番号13号を朗読) (説明)当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は、貸駐車場と貸資材置場で、今までの使用地が田端西地区土地区画整理事業に伴い移転することが必要になり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入口が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。 会長:続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 をまた日現地調査に行ってきました。貸駐車場に転用するとのことですが、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。 会長:続いて南部地区農地利用最適化推進委員、お願いします。南部地区農地利用最適化推進委員:先日現地調査に行ったところ、高速道路の出入口から300m以内で市街化が見込まれますので、農地利用集積からも問

題ないと思います。

会 長: ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長:よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手 願います。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会長:では総員挙手ですので、議案番号13号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて議案番号14号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号14号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地2筆です。転用事業の内容は、貸車両置場・貸資材置場で、現在使用している敷地では車両が置ききれず、作業効率上支障を来すことから近接している当地を借りることを希望し、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

この案件について、昨年10月から代理人から相談があり、東側に私設水路について、どのように農地転用が必要か等々の相談を受けました。事務局としては、周辺農地の所有者1軒1軒ご意見を伺い、そのご意見を磯川会長・県政農地課にも相談しました。

その結果、私設水路部分を残して農地転用を施工してもらうこととなり、 代理人・所有者への理解を得ました。結果、東側境界線から25センチメ ートル当該地側にて土留板設置となりました。

また北側農地については隣地承諾書の添付がありますが、南側農地については得られませんでした。県農地課に確認したところ隣地承諾書は農地転用許可申請の必要書類ではなく、添付ない場合は顛末書を添付するよう指導を受けましたのでそのような取り扱いをしております。

顛末書には

- ・車両置場ができれば近くにいる幼児の危険となる。
- ・景観が損なわれる。
- ・賃借予定の浜名トータルサービスの従業員は、外国人が多く不安。 との記載がありましたが、周辺農地の営農に影響がないと思われましたの で、申請を受け付けました。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の私8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 会 長: 先日現地調査しました。当案件では南側農地の隣地承諾書は得られませんでしたが、県の指導で顛末書を添付するよう指導がありましたので許可相当と認めました。当地の東側に私設水路がありますが、残すように施工しますので営農の影響はないと思います。
- 事務局:北部地区農地利用最適化推進委員が欠席ですので事務局から報告します。 先日同委員と現地調査を行いました。当地は市街化区域に近接しているの で農地利用集積に適していないとのお話でした。

会長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号14号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。 続いて、日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号1

5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号15号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地2筆の一部です。転用事業の内容は、食品配送業の車両の貸駐車場であり、海老名市にある従前の駐車場から本社事務所に近い当地に移転して効率化を図ることを目的とし、所有者が申請地を自ら転用するものです。当案件の2筆はそれぞれ所有者が別であり、共同事業としての申請にあたるため5条の許可申請でそれぞれが譲渡人、譲受人となります。申請者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、かつ申請地よりおおむね50の以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長:続いて、地区担当農業委員の私8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長: 先日事務局と現地調査を行いました。当地は市街化が著しい地域であり、 農地転用することに問題ないと思います。

事務局:北部地区農地利用最適化推進委員が欠席ですので事務局から報告しま す。先日同委員と現地調査を実施しました。市街化区域に隣接し、周囲も 農地転用していますので農地利用集積上問題ないと思います。

会 長: ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番:所有者が農地転用事業者なので4条だと思いますが、なぜ5条になるのか。

事務局: 2 筆農地の所有者が別で共同事業になりますので、お互い使用貸借権を設定しますので、それぞれが譲受人譲渡人ということになりますので 5 条許可申請になります。これも県の指導によります。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。 議案番号15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手 願います。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号15号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号16号を朗読)

(説明) 当該地は田端農業振興地域内の1筆で現況は畑です。当該地につきましては、新規の申し出で、期間については5年間でございます。 借り手は、トラクター、管理機など保有しております。

会 長:続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。

5 番:借り手はトラクター、管理機を所有しており一生懸命農業をやっています。借り手に問題はなく、遊休農地にならないと思います。

会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。借り手は実績がありますので遊休農地対策でも必要だと思います。

会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号17号を朗読)

(説明) 当該地は田端農業振興地域内の1筆で現況は畑です。当該地につきましては、新規の申し出で、期間については3年間でございます。 借り手は、トラクター、管理機、動力防除機、動力カッターなど保有しております。

会 長:続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。

5 番: 先日現地調査に行ってきました。借り手は芍薬を栽培しており、田端西地 区まちづくり事業の関係で芍薬を移動させる畑が必要だと聞いています。 借り手は、農業の実績がありますので問題ないと思います。

会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員:借り手は実績がありますので、遊休農地対策の ためにも必要だと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり決定通知書を町長 に送付いたします。

続いて、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号18号を朗読)

- (説明) 当該地は一之宮農業振興地域内の1筆で現況は田です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され2回目の更新です。期間については3年間でございます。 借り手は、トラクター、コンバイン、田植機など保有しております。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。3番からお願いします。
- 3 番: 先日現地調査を行いました。借り手は十分実績がありますので問題ないと 思います。
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。借り手は実績がありますので遊休農地対策としても必要だと思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会長:では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号19号を朗読)

- (説明) 当該地は田端農用地区域内の1筆で現況は田です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され2回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は、トラクター、コンバイン、田植機など保有しております。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。
- 5 番: 先日現地調査を行いました。借り手は実績がありトラクター、コンバイン を所有しているので問題ないと思います。
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。 更新ということで実績もあるので遊休農地対策で必要だと思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会長:では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号20号を朗読)

- (説明) 当該地は田端農用地区域内の1筆で現況は田です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され2回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は、トラクター、コンバイン、田植機など保有しております。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。
- 5 番:議案19号と同じで1反を半分づつ所有しております。借り手に問題ありません。
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員:借り手は十分実績がありますので問題ありません。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号19号から26号の8件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号27号から37号の11件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局: (報告19~37号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に ついては了承されたことといたします。

続いて日程第6平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について議案番号21号を上程します。内容につきましては、既に事務局より説明させておりますので質疑のあと、採決に入りたいと思います。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおりとし、公表することに決定いたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長:では、以上をもって、平成31年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会 いたします。

資料	1. 平成31年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 市川 澄雄

本議事録は、平成31年4月26日、承認・署名を得て確定しました。